

提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

<「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (3)③ (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-5-2 (3)③	「特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ」とあるが、現時点において銀行法上、準用の対象となる特定預金等契約は政令指定されておらず、これに当てはまる特定預金等は存在しないことを確認したい。 また、この理解が正しいのであれば、無用な誤解等を回避する観点からも、かかる記載については、例えば、「…投資者保護等の観点から金融商品取引法の各種行為規制が準用されている…」といった表現に修正願いたい。	誤解を招くおそれがあるところご指摘を踏まえ、「特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ」を「特定預金等については、金融商品取引法の各種行為規制を定めた規定が準用されていることにかんがみ」と修正しました。
2		「特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ、」とあるが、銀行法第13条の4の趣旨を踏まえ、「不招請勧誘の禁止規定」の部分は、「行為規制」に改めたほうがよいのではないか。	
3	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (3)③ (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-5-2 (3)③	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正案Ⅳ-3-3-2 勧誘・説明態勢には、「日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ」という表現があり、金融機関が遵守すべき自主ルール名が明記されていることから、主要行等向けの監督指針についても、全国銀行協会が2月22日に制定した自主ルールである「全国銀行協会制定「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」を踏まえ」という表現を記載したほうがよいのではないか。	全国銀行協会は、日本証券業協会のような金融商品取引法上の自主規制機関でないことから、表現ぶりは異なります。しかしながら、全国銀行協会が定める「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」は、本件監督指針の趣旨を踏まえているものと考えております。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	(主要行等) Ⅲ-3-3-2-2 (3)③イ (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-5-2 (3)③イ	注意喚起文書の交付に関し、日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」および全国銀行協会「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」では、契約締結前交付書面に準じ、契約締結前1年以内に注意喚起文書を交付した場合の交付不要の特例が規定されているが、契約の都度交付することを求めているものではないとの理解でよいか。	顧客に対する注意喚起が適切に行われているかどうかは状況に即して個別具体的に検討する必要がありますが、本規定は短期間に複数回同一種類の契約を行うような場合に必ずしも都度の文書交付まで求めるものではありません。 なお、適切な注意喚起を行う態勢としてどのような態勢を構築するか検討するうえで、日本証券業協会が規定する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」および全国銀行協会が規定する「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」も参考となりうるものと考えられます。
5	(主要行等) その他 (中小・地域金融機関) その他	「複雑な仕組預金」「合理的根拠適合性」等の定義・解釈については、日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」および全国銀行協会「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」を参考とすることは可能か。	用語の定義・解釈にあたっては、顧客にとってリスク等が分かりにくい複雑な仕組預金や、説明不足等に起因する苦情やトラブルが多数見られるような複雑な仕組預金を勧誘又は受入するにあたって、顧客保護を充実させる観点から検討する必要がありますが、この点を検討するうえで、日本証券業協会が規定する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、金融先物取引業協会が規定する「金融先物取引業務取扱規則」及び全国銀行協会が規定する「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」も参考となりうるものと考えられます。
6	(主要行等) その他 (中小・地域金融機関) その他	実施期日について記載がないが、金商業者等向け監督指針と同様に、平成23年4月1日から適用予定という理解でよいか。	貴見の通りです。